

愛媛労働局発表
令和7年11月28日

報道関係者 各位

【担当】
愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 和田 雅裕
室長補佐 坂本 幸穂
(電話) 089(935)5222

12月はハラスメント撲滅月間です！

～NO！カスハラ カスハラ防止措置が事業主の義務になります～

厚生労働省は、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報啓発活動を実施します。（資料1）

愛媛労働局では、愛媛労働局ホームページに特設サイトを開設し、企業や団体に向けて防止研修やセミナーの活用を呼び掛けています。

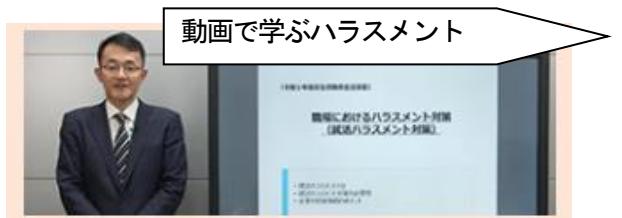
また、法改正により、事業主にはカスタマーハラスメント（カスハラ）を含むハラスメント防止措置が義務付けられます。（資料2）

ハラスメント防止研修や研修コンテンツはこちら

- 愛媛働き方改革推進支援センター
従業員向けセミナーや研修会を無料で実施しています
- ハラスメント対策の総合サイト「あかるい職場応援団」
事例動画など役立つコンテンツを掲載しています



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



- (添付資料) 資料1 事業主の皆様へ 12月はハラスメント撲滅月間です！（リーフレット）
ハラスメント防止対策セミナーを実施しています！
- 資料2 ハラスメント対策、女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内